

住民投票条例制定に向けた論点整理表

論点	市案	解説
<p>条例タイプ</p>	<p>常設型</p>	<p>・間接民主主義を補完するセーフティネットとして住民投票制度を整備し、米原市の健全な民主主義や地方自治の発展を目指す。 ・常設型にすることで、請求があった際の迅速な対応や同一制度での安定性が得られる。</p>
<p>住民投票ができる事項</p>	<p>●市全体に重大な影響を及ぼす事項 ●市および住民全体に利害関係を有する事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの。</p> <p>ただし、次に掲げる事項は除く。 (1) 市の権限に属さない事項(市の意思を明確に表示すべき事項を除く。) (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (3) 専ら特定の住民または地域に係る事項 (4) 市の組織、人事または財務に関する事項 (5) 地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関する事項 (6) 前各号に定めるもののほか、住民投票を実施することが適当でないとして認められる事項</p>	<p>・条例では、以下の理由により、対象とならない事項(住民投票にふさわしくない事項)を規定する。 <理由> ①住民投票の案件は、地域社会の状況を踏まえ、個々に判断されるものであり、あらかじめ確定的に定めることは困難 ②住民投票の請求に必要な署名数(投票資格者総数の3分の1以上)を収集できたとすれば、その難易度を考えると、その事案(第1号から第6号の除外事項を除く。)は住民投票にふさわしい事案であると考えられる。 ③住民投票制度が、住民の市政参画を進めていく上での重要な制度として活用されるために、なるべく対象となる事項を限定しないほうが望ましい。</p> <p><住民投票から除く事項> (1)憲法改正、防衛・外交、経済政策など国の権限で行うものであって、市の権限に属さないもの (2)地方自治法の「議会の解散の請求(第76条)」、「議員および長の解職の請求(第80・81条)」、「地方自治特別法の制定に伴う住民投票(第261条)」、市町村合併の特例等に関する法律「合併協議会設置協議に伴う住民投票」は除外 (3)住民投票は全市域の住民を対象として実施されるものであることから、その影響が特定の住民および地域に限られるような事項については、除外する。その理由として、特定の住民または特定地域の住民等、少数者の権利に関することなどについて住民投票を実施した場合、直接的な利害に関与しない多数の住民の意見が少数の意見を封じ込めるような不合理を避けるため。 (4)市の組織、人事または財務の事務など、政策判断の要素を含まない内部事務処理事項 (5)地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するもの (6)住民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号から第5号に掲げた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当とされることもあり得るため、この規定を設ける。</p>
<p>投票資格者</p>	<p>●年齢満18年以上の日本国籍を有する者(3か月以上本市に居住) ●年齢満18年以上の永住外国人(3か月以上本市の住民基本台帳に記録) (永住者・特別永住者)</p>	<p><投票資格者> ●18歳以上の日本国籍の者 ●18歳以上の特別永住者または永住者</p> <p>・公職選挙法の選挙権年齢と同じ18歳以上 ・在住条件については、公職選挙法第21条において「地縁的關係などからみて、少なくとも引き続き一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが住民自治の趣旨にかなう」として3か月間の在住要件を定めていることから同様の要件とする。 ・住民投票における外国人の投票は、憲法や地方自治法に規定されている選挙権ではないため、自治体が法的拘束力のない住民投票条例において自治体固有の有権者を設定する投票資格者として規定する。 ・外国人も地域の一員として暮らしている以上は意見を表明することが必要であると考え、永住外国人も投票資格を有し、権利を行使できるものとする。</p>

論点	市案	解説
住民発議	投票資格者総数の3分の1以上の署名による。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票実施の請求に係る署名要件は、投票資格者であること。 ・住民投票は住民の意思を把握するための最終手段であり、住民投票に至る前に十分議論されていることが重要である。また、住民投票をあくまでも間接民主主義を補完するための制度と捉えていることから、地方自治法の規定と同様、請求を行うときの必要な署名数を投票資格者総数の1/3とする。 ・住民投票は最終手段であり、当事者住民にとっても重要な事項(市全体に重大な影響を及ぼす事項または市および住民全体に利害関係を有する事項)を決めるため、1/3の署名は必要と考える。
議会発議	議員定数の12分の1以上の者の賛成をもって議会に提出し、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会は、間接民主主義のもと住民の選挙を通じて選出された議員によって構成され、多数決原理により意思を決定していることから、住民発議の一つの形とみなしている。 ・請求要件は、地方自治法第112条により、議案の提出に必要な議員の賛成者数は議員定数の12分の1とされていることから、「議員の定数の12分の1以上の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数により議決したとき」は、市長に対して住民投票を請求できるとしている。
市長発議	市長は、第2条に規定する重要な課題について、自ら住民投票を発議することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、間接民主主義のもと、住民の選挙を通じて選出された代表者であることから、議会同様に住民発議の一つの形とみなしている。 ・市長は自らの判断で住民投票を実施できる。
成立要件	<ul style="list-style-type: none"> ●投票資格者総数の2分の1に満たないときは、成立しない。 ●この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの事案について投票した者の総数が投票資格者総数の2分の1に満たなかった場合(2分の1未満)は成立しないこととする。 ・住民投票は、一般的なアンケートと違い、米原市の重要な課題に対する住民の総意を明確にするものであり、投票結果について信頼性を確保するために一定の基準が必要であることから成立要件を設定している。 ・成立要件を「投票資格者の総数の2分の1」と設定したのは、投票資格者の少なくとも半数以上が投票に参加したということをもって、投票に参加していない住民に対しても投票結果に信頼性を持たせることを意図している。 ・開票作業については、住民の意思が十分反映されていない結果によって、住民間や地域間の無用なわだかまりを発生させてしまうおそれもあることから、成立要件を満たさない事案については、実施しない。
結果の尊重	市議会および市長は、成立した住民投票の結果を尊重しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の結果の扱いについては、一般的に2通りの方法があるといわれており、投票結果がそのまま重要事項についての決定を意味するものを「拘束型投票」、これに対して投票結果が、市議会や市長の意思決定に当たって「参考」または「尊重」されるにとどまるものが「諮問型投票」と呼ばれている。 ・本市では住民投票は間接民主主義を補完する制度として捉えていることから、その結果を尊重しなければならないとする后者の「諮問型」と設定している。 ・住民投票の結果は、市議会や市長の選択や判断を拘束しないこととなるが、該当する事案について意思決定を行うに当たり、住民に対する明確な説明責任が必要となることから、意思決定過程の充実につながるものとする。 ・米原市自治基本条例第17条第3項において投票の結果を尊重しなければならないと定めているが、自治基本条例に基づき制定する本条例でも改めてその内容を定める。